

消費生活相談の事例紹介
北海道環境生活部生活くらし安全課
☎ 011 204 5213

住宅用火災警報器の

悪質訪問販売早くも横行

相談事例

訪問販売で「お宅の寝室には火災警報器が設置されているか。」と聞かれた。「つけていない。」と答えると、「消防法と条例の改正で、一般住宅も今年6月までに寝室と階段と台所に設置しなければならないことを知らないのか。大至急つけなさい。」と強い口調で言われ、設置を承諾してしまつた。設置は必要なのだろうか。

アドバイス

住宅火災による死者数が全国的に増えていることから、消防法が改正され、寝室、階段の踊場（階上に寝室がある場合）、台所などに住宅用火災警報器などの設置が義務づけられました。新築住宅は平成18年6月1日からですが、既存の戸建住宅やマンションなどへの適用時期は、自治体が住民

への周知や準備を配慮して条例で決めています。

南富良野町の既存住宅は平成23年5月31日までに設置が必要です。

今回の相談は、悪質訪問販売業者が、既存住宅も今すぐ設置しなければならぬかのように見せかけて契約させようとしたものです。今後同様の手口の増加が予想されますので、十分注意してください。

「今すぐに」「お宅だけ」などと契約を急がせる業者は要注意です。消防署員など公的機関の職員が一般家庭を訪問したり、電話で火災警報器を販売することはありません。

必要のない箇所に設置を勧められたり、法外な値段で契約させられるおそれもあります。強引に勧められても「消防署に聞く。」「家族と相談する。」などと断り、その場で契約しないようにしましょう。

もし契約してしまつたら訪問販売による火災警報

器はクーリング・オフできます。訪問販売においては、消費者が取引条件を確認しないまま取引行為をしてしまつたり、取引条件があいまいであるため後日当事者間でトラブルになったりすることが多いため、指定商品についてはクーリング・オフできることになってい

ます。火災警報器は指定商品です。「しまつた！解約したい」と思った時は、契約日から8日以内に配達記録郵便で解約通知を出しましょう。

平成18年度第3回危険物取扱者試験

富良野地区消防組合南富良野支署
☎ 52 2119

試験日 10月22日(日)

試験の種類 甲種之種・丙種

試験地

旭川市・札幌市・帯広市ほか

受験願書の受付期間

8月29日(火)から9月7日

(木)まで

受験案内、受験願書の用紙と試験手数料払込用紙の常設場所

富良野地区消防組合富良

野消防署南富良野支署

求 人 情 報

日鉄鉱業株式会社東鹿越鉱業所では、下記のとおり「事務職社員」を募集しています。

- ▶ 採用人員 1名
- ▶ 職 種 事務職（出荷集計事務、給与計算、総務など）
- ▶ 採用条件 高校卒業以上で、簿記3級程度の能力を有する方
南富良野町内に在住、通勤可能な方
普通自動車運転免許を有する方
- ▶ 採用予定日 平成18年8月下旬から
- ▶ 勤務時間 午前8時から午後4時まで
- ▶ 給 与 当社事務職社員給与規定による
- ▶ 応募方法 履歴書（写真貼付）を郵送または持参提出してください。
- ▶ 応募締切 平成18年8月17日(木)
- ▶ 採用試験 面接、筆記試験
採用試験日程については、応募者に別途ご連絡します。

▶ 問い合わせ・履歴書送付先

〒079 2411 南富良野町字東鹿越365番地 日鉄鉱業株式会社東鹿越鉱業所 ☎ 52 2013